

## 令和6年度明石市小児科診療所開設費用助成金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市における小児科診療所の開設を促進することにより、子どもの健康を守り、安心して子育てができる環境を整備するため、予算の範囲内で小児科診療所開設費用助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはこの要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）の規定による医師免許を受けた者をいう。
- (2) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (3) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (4) 小児科 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ニ（1）に規定する小児科の診療科をいう。
- (5) 開設及び開設日 開設とは、医療法第8条又は医療法施行令第4条の2第1項の規定により診療所の開設届を提出することをいう。また、開設日は開設届に記載する開設年月日をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、令和7年3月31日までに本市の区域内において、小児科を標榜する診療所を開設しようとする医師又は医療法人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 開設日以後、10年以上診療を継続すること。
- (2) 当該診療所の診療に従事する医師にあつては、専攻医（旧・後期研修医）研修修了後に小児科において5年以上の臨床経験を有すること。
- (3) 当該診療所の診療に従事する医師にあつては、明石市立夜間休日応急診療所条例（平成15年条例第2号）に規定する診療所で行う小児科の診療に従事すること。
- (4) 当該診療所の診療に従事する医師にあつては、本市が実施する乳幼児健康診査に従事すること。
- (5) 当該診療所の診療に従事する医師にあつては、前各号に掲げるもののほか、本市が実施する地域医療に関する事業に積極的に協力すること。
- (6) 既に開設している診療所を引き継ぐものでないこと。又はその他市長がこれに類すると認めるものでないこと。
- (7) この助成金と対象経費が重複する他の補助金等の交付、又は交付の決定

を受けていないこと。

(8) 過去にこの助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率及び上限額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の合計額に助成率を乗じた額と上限額のうち、いずれか少ない方の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(計画書の提出)

第6条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、明石市小児科診療所開設費用助成金事業計画書（事前相談用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、診療所の開設予定日の前日から起算して5月前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、別に市長が定める日までに提出することができる。

- (1) 当該診療所において診療に従事する全ての医師の履歴書、医師免許証の写し及び臨床研修等修了登録証の写し
- (2) 診療所開設予定地の敷地周囲の見取り図
- (3) 助成対象経費に係る契約書又は見積書、カタログの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付申請)

第7条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、明石市小児科診療所開設費用助成金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、診療所の開設日の前日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、別に市長が定める日までに提出することができる。

- (1) 診療所の敷地の平面図及び敷地周囲の見取り図
- (2) 診療所の建物の平面図
- (3) 助成対象者が法人の場合にあつては、履歴事項全部証明書
- (4) 土地を取得又は借用する場合にあつては、当該土地の登記事項証明書、公図及び見積書若しくは契約書
- (5) 建物を新築し、取得し、借用し又は改修する場合にあつては、建物平面図及び見積書若しくは契約書
- (6) 医療機器を購入する場合にあつては、契約書、カタログの写し及び購入理由書
- (7) 明石市暴力団排除条例の遵守にかかる誓約書
- (8) 助成金交付の条件を遵守する旨の誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して助成金の交付を決定し、明石市小児科診療所開設費用助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の条件は、次の事項を含むものとする。

- (1) この要領若しくは関係法令及び助成金交付決定通知書の規定を遵守すること。
- (2) 診療所の開設日から10年以内に診療所を休止し又は廃止しないこと。
- (3) 当該診療所の診療に従事する医師は、明石市立夜間休日応急診療所条例に規定する診療所で行う小児科の診療及び本市が実施する乳幼児健康診査に従事すること。
- (4) 助成金を交付の目的以外に使用しないこと。
- (5) 助成金の交付を受けるに当たり、偽りその他不正な手段を用いないこと。
- (6) 明石市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力すること。
- (7) 違反があったときは、交付済みの助成金のうち120月から診療の実態があったものとして市長が認める月数を差し引いた残りの月数の割合に応じて市長が定める額を返還するとともに、助成金の交付を受けた日の翌日から支払い済みまで年14.6パーセントの割合による利息金（違約金ないし遅延損害金）を支払うこと。
- (8) その他市長が必要と認める事項  
(助成事業の変更承認申請)

第9条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更しようとするとき又は助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ明石市小児科診療所開設費用助成金（変更・中止）申請書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更として市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、明石市小児科診療所開設費用助成金（変更・中止）決定通知書（様式第5号）により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、開設後、その実績について、診療所の開設日の翌日から起算して30日以内に、明石市小児科診療所開設費用助成金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただ

し、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、別に市長が定める日までに提出することができる。

- (1) 助成対象経費に係る契約書、領収書その他の支出証拠書類の写し
- (2) 診療所の外観写真
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、明石市小児科診療所開設費用助成金金額確定通知書（様式第7号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 助成事業者は、前条の規定による通知を受けた助成金の交付を受けようとするときは、明石市小児科診療所開設費用助成金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(財産の管理)

第13条 助成事業者は、助成事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、取得財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けず、この助成金の目的に反する使用をし、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 市長は、助成事業者が前項の市長の承認を受けて取得財産を処分することにより助成事業者収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(関係書類の保管)

第14条 助成事業者は、助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業完了の年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要領若しくは関係法令及び助成金交付決定通知書記載の交付の条件に違反したとき。
- (2) その他助成金の交付目的を達成することが困難となる行為があると市長が判断したとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、明石市小児科診療所開設費用助成金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第9号）によりその旨を助成事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める額は、交付済みの助成金のうち120月から診療の実態があったものとして市長が認める月数を差し引いた残りの月数の割合に応じて定めるものとし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。また、併せて、第12条第2項の規定により助成金を交付した日の翌日から支払い済みまで年14.6パーセント割合による利息金（違約金ないし遅延損害金）の支払いを求めるものとする。ただし医師の死亡又は傷病若しくは災害その他のやむを得ない事情により助成事業者がその事業を継続することができず、助成金の返還及び利息金の支払いが困難であると認められるときは、市長の判断により、助成金の返還及び利息金の支払いの全部又は一部を免除することができる。
- 4 前項の規定による助成金の返還に係る担保権の設定については別途、助成事業者との協議により定めるものとする。

（雑則）

第16条 この要領に定めるもののほか助成金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この要領は、令和6年6月30日から施行し、同年4月1日以後に発生した助成対象経費に係る助成について適用する。

別表（第4条、第5条関係）

助成対象経費	助成率	上限額
<p>診療所の開設に要する次の経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）</p> <p>(1) 土地の取得費、賃借料、リース料</p> <p>(2) 建物の取得費、賃借料、リース料、改修費</p> <p>(3) 償却資産（医療機器その他診療に必要と認められる税込物件価格10万円以上の機器に限る。）の購入費、賃借料、リース料</p>	<p>助成対象経費の合計額の2分の1</p>	<p>1,000万円</p>

※小児科診療の用に供するものに限る

※助成対象者（法人の場合は、当該法人又はその役員）が、本人又はその配偶者、4親等内の血族若しくは3親等内の姻族に対して支出する経費（実質的にこれと同一視される経費を含む。）は対象としない。

※賃借料及びリース料については、診療所の開設日が属する月までに要した経費

明石市小児科診療所開設費用助成金 事業計画書（事前相談用）

年 月 日

（宛先）明石市長

所在地

氏名

連絡先

1 診療所の概要

診療所の名称	
診療所の所在地	明石市
診療科目	
開設者	住所 氏名
（法人の場合） 管理者	住所 氏名
従事医師	人（常勤 人 ・ 非常勤 人）
開設予定年月日	

2 開設に伴う費用（対象となる経費）

項目	取得費 改修費	賃借料・リース料		
		月額	月数	計
土地	円	円 × 月 =		円
建物	円	円 × 月 =		円
償却 資産	円	円 × 月 =		円
	円	円 × 月 =		円
合計	円			円

※賃借料・リース料の「月数」は令和6年4月1日から開設月までが対象です

※多数の場合は別紙としてください

### 3 確認事項

- 「令和6年度明石市小児科診療所開設費用助成金交付要領」の内容を確認し、理解した。
- 事前相談時点では、助成金の交付及び金額が決定するものでないことを承知した。
- 事業計画書を提出後、事業を中止又は変更した場合や助成金の交付を受けることを辞退する場合は速やかに市に連絡する。
- 予算額を上回る申請があった場合、予算額を上限にそれぞれの申請金額により按分することを承知した。

### 4 添付資料

- (1) 従事する全ての医師の履歴書、医師免許証の写し及び臨床研修等修了登録証の写し
- (2) 診療所開設予定地の敷地周囲の見取り図
- (3) 助成対象経費に係る契約書又は見積書、カタログの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

**明石市小児科診療所開設費用助成金 交付申請書**

年 月 日

（宛先）明石市長

所在地

氏名

連絡先

令和6年度明石市小児科診療所開設費用助成金交付要領第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

**1 助成申請額**

円

**2 診療所の概要**

診療所の名称	
診療所の所在地	明石市
診療科目	
開設者	住所 氏名
（法人の場合） 管理者	住所 氏名
従事医師	人（常勤人・非常勤人）
開設年月日	

**3 対象経費**

項目	費目	内訳	取得年月日	計
土地	取得費		R / /	円
	賃料・リース料	月額 円× 月	R / /	円
建物	取得費		R / /	円
	賃料・リース料	月額 円× 月	R / /	円
	改修費		R / /	円
償却 資産	購入費		R / /	円
	賃料・リース料	月額 円× 月	R / /	円
合計				円
合計 × 1/2				円

※多数の場合は、合計を記載し内訳を別紙（様式任意）に記載してください

# 誓 約 書

明石市小児科診療所開設費用助成金交付申請に当たり、明石市暴力団排除条例（平成 24 年条例 2 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約いたします。

なお、明石市がこの誓約書の写し及び役員等についての名簿その他の必要な書面等の情報を兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に提供するとともに、明石警察署長に下記 1 (1) に関して照会し、回答を求めること並びに明石警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長、議会及び市が設立した地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 号に規定する地方独立行政法人に提供することについて同意します。

## 記

### 1 誓約事項

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しません。
  - ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団
  - イ 条例第 2 条第 2 号で規定する暴力団員
  - ウ 上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者
- (2) 前号のほか、暴力団等の排除に関する各条項に違反したときには、交付決定の取り消し、返還金の請求その他の貴市が行う一切の措置について異議を述べません。
- (3) 本申請に伴い、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、貴市に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

令和      年      月      日

明 石 市 長 様

住 所  
(所在地)

氏 名  
(法人名  
代表者名)

### 役員一覧表（暴力団等排除に関する特約第4項関係）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員、その支店等の代表者等を記載してください（暴力団等排除に関する特約第4項各号を参考にしてください。）。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日
(記載例) 代表取締役社長	明石 太郎	アカシ タロウ	大正 22年 <sup>昭和</sup> 2月 平成 2日
〇〇支店長	明石 花子	アカシ ハナコ	大正 33年 <sup>昭和</sup> 3月 平成 3日
			大正 年 昭和 月 平成 日
			大正 年 昭和 月 平成 日
			大正 年 昭和 月 平成 日
			大正 年 昭和 月 平成 日
			大正 年 昭和 月 平成 日
			大正 年 昭和 月 平成 日
			大正 年 昭和 月 平成 日

(参考 2 (1) 関係)

- ア 条例第2条第1号に規定する暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体
- イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員 暴力団の構成員
- ウ 上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者 下記参照

暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

- (1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
- (2) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

## 誓 約 書

年 月 日

(宛先) 明石市長

所在地

氏 名

連絡先

この度、私は明石市小児科診療所開設費用助成金の交付申請にあたり、市が交付を決定した場合には、下記の条件を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 診療所の開設日から10年以内に診療所を休止し又は廃止しないこと。
- 2 開設後は、診療所に従事する医師が明石市立夜間休日応急診療所で行う小児科診療及び市が実施する乳幼児健康診査に従事すること。
- 3 助成金を交付の目的以外に使用しないこと。
- 4 助成金の交付を受けるに当たり、偽りその他不正な手段を用いないこと。
- 5 条件に違反があったときは、交付済みの助成金のうち120月から診療の実態があったものとして市長が認める月数を差し引いた残りの月数の割合に応じて市長が定める額を返還するとともに、助成金の交付を受けた日の翌日から支払い済みまで年14.6パーセントの割合による利息金(違約金ないし遅延損害金)を支払うこと。

以上

**明石市小児科診療所開設費用助成金 交付決定通知書**

明保総第 号  
年 月 日

様

明石市長

年 月 日付で申請のあった明石市小児科診療所開設費用助成金は、次の通り決定しましたので通知します。

**1 交付金額 円**

**2 交付の条件**

- (1) 診療所を開設日の翌日から起算して30日以内（または、年 月 日まで）に、明石市小児科開設費用助成金実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付して提出すること。
- (2) 申請書類の内容を変更しようとするとき、または助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ明石市小児科診療所開設費用助成金（変更・中止）申請書（様式第4号）を提出し、市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更は除く。
- (3) 令和6年度明石市小児科診療所開設助成金交付要領、助成金交付決定通知書及び関係法令の規定を遵守すること。
- (4) 診療所の開設日から10年以内に診療所を休止し又は廃止しないこと。
- (5) 開設後は、診療所に従事する医師が明石市立夜間休日応急診療所で行う小児科診療及び市が実施する乳幼児健康診査に従事すること。
- (6) 助成金を交付の目的以外に使用しないこと。
- (7) 助成金の交付を受けるに当たり、偽りその他不正な手段を用いないこと。
- (8) 明石市暴力団排除条例を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力すること。
- (9) 交付の条件に違反があったときは、交付済みの助成金のうち120月から診療の実態があったものとして市長が認める月数を差し引いた残りの月数の割合に応じて市長が定める額を返還するとともに、助成金の交付を受けた日の翌日から支払い済みまで年14.6パーセントの割合による利息金（違約金ないし遅延損害金）を支払うこと。

令和6年度明石市小児科診療所開設助成金交付要領（抜粋）

（助成対象者）

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、令和7年3月31日までに本市の区域内において、小児科を標榜する診療所を開設しようとする医師又は医療法人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 開設日以後、10年以上診療を継続すること。
- （2） 当該診療所の診療に従事する医師にあつては、専攻医（旧・後期研修医）研修修了後に小児科において5年以上の臨床経験を有すること。
- （3） 当該診療所の診療に従事する医師にあつては、明石市立夜間休日応急診療所条例（平成15年条例第2号）に規定する診療所で行う小児科の診療に従事すること。
- （4） 当該診療所の診療に従事する医師にあつては、本市が実施する乳幼児健康診査に従事すること。
- （5） 当該診療所の診療に従事する医師にあつては、前各号に掲げるもののほか、本市が実施する地域医療に関する事業に積極的に協力すること。
- （6） 既に開設している診療所を引き継ぐものでないこと。又はその他市長がこれに類すると認めるものでないこと。
- （7） この助成金と対象経費が重複する他の補助金等の交付、又は交付の決定を受けていないこと。
- （8） 過去にこの助成金の交付を受けていないこと。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要領若しくは関係法令及び助成金交付決定通知書記載の交付の条件に違反したとき。
- （2） その他助成金の交付目的を達成することが困難となる行為があると市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合は、明石市小児科診療所開設費用助成金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第9号）によりその旨を助成事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める額は、交付済みの助成金のうち120月から診療の実態があったものとして市長が認める月数を差し引いた残りの月数の割合に応じて定めるものとし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。また、併せて、第12条第2項の規定により助成金を交付した日の翌日から支払い済みまで年14.6パーセント割合による利息金（違約金ないし遅延損害金）の支払いを求めるものとする。ただし医師の死亡又は傷病若しくは災害その他のやむを得ない事情により助成事業者がその事業を継続することができず、助成金の返還及び利息金の支払いが困難であると認められるときは、市長の判断により、助成金の返還及び利息金の支払いの全部又は一部を免除することができる。

4 前項の規定による助成金の返還に係る担保権の設定については別途、助成事業者との協議により定めるものとする。

**明石市小児科診療所開設費用助成金（変更・中止）申請書**

年 月 日

（宛先）明石市長

所在地

氏名

連絡先

年 月 日付、第 号により助成金の交付決定を受けた事業について、次のとおり事業計画を（変更・中止）したいので、令和6年度明石市小児科診療所開設費用助成金交付要領第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請の区分 変更 ・ 中止

2 内容

(変更・中止)しようとする 事項	変更しようとする場合にあってはその内容	
	変更前	変更後

※ 変更しようとする場合は、変更に係る書類（図面等）を添付すること。

3 理由

4 助成金申請額（申請額が変更になる場合）

変更前 金 円

変更後 金 円

**明石市小児科診療所開設費用助成金（変更・中止）決定通知書**

明保総第 号  
年 月 日

様

明石市長

年 月 日付で申請のあった明石市小児科診療所開設費用助成金の変更・中止について、次のとおり承認することとしましたので、令和6年度明石市小児科診療所開設費用助成金交付要領第9条第2項の規定により通知します。

**1 承認内容**

**2 交付決定額**

変更前 金 円

変更後 金 円

**明石市小児科診療所開設費用助成金 実績報告書**

年 月 日

（宛先）明石市長

所在地

氏名

連絡先

年 月 付明保総第 号により交付決定を受けた事業が完了しましたので、令和6年度明石市小児科診療所開設費用助成金交付要領第10条の規定により報告します。

**1 助成金額**

円

**2 診療所の概要**

診療所の名称	
診療所の所在地	明石市
診療科目	
開設者	住所 氏名
（法人の場合） 管理者	住所 氏名
従事医師	人（常勤人・非常勤人）
開設年月日	

**3 対象経費**

項目	費目	内訳	取得年月日	計
土地	取得費		R / /	円
	賃料・リース料	月額 円× 月	R / /	円
建物	取得費		R / /	円
	賃料・リース料	月額 円× 月	R / /	円
	改修費		R / /	円
償却 資産	購入費		R / /	円
	賃料・リース料	月額 円× 月	R / /	円
合計				円
合計 × 1/2				円

※多数の場合は、合計を記載し内訳を別紙（様式任意）に記載してください

#### 4 添付書類

- (1) 助成対象経費に係る契約書、領収書その他の支出証拠書類の写し
- (2) 診療所の外観写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### 5 確認事業

診療所の開設届及び開設にかかる関係書類を、当該助成金事業担当者が閲覧することを承諾します。

様式第7号（第11条関係）

**明石市小児科診療所開設費用助成金 金額確定通知書**

明保総第 号  
年 月 日

様

明石市長

年 月 日付明保総第 号により助成金の交付決定をした明石市小児科診療所開設費用助成金の額は次の通り確定しましたので、令和6年度明石市小児科診療所開設費用助成金交付要領第11条の規定により通知します。

1 交付金額 円

**明石市小児科診療所開設費用助成金 請求書**

年 月 日

（宛先）明石市長

所在地

氏名

連絡先

年 月 日付明保総第 号により金額確定の通知を受けた助成金について、令和6年度明石市小児科診療所開設費用助成金交付要領第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 助成金請求額 円

2 支払先

金融機関名		支店名	本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			※右詰め
ふりがな			
口座名義人			

**明石市小児科診療所開設費用助成金 交付決定取消通知書兼返還請求書**

明保総第 号  
年 月 日

様

明石市長

年 月 日付で申請のあった明石市小児科診療所開設費用助成金につきましては、次のとおり取り消しましたので、令和6年度明石市小児科診療所開設費用助成金交付要領第15条第2項の規定により通知し、助成金の返還を求めます。

**1 取り消しの内容**

**2 取り消しの理由**

**3 助成金の交付額等**

交付日 年 月 日

交付額 円

**4 返還を求める額**

円

**5 返還期限**

年 月 日

**6 返還を求める理由**